

第4章

分野別の課題と方向性

前章の基本理念の実現に向けた基本方針に基づき、総合的に施策を推進する一方で、複雑化・多様化している人権問題を分野別に整理、把握し、それぞれの問題の解決に向けても取り組んでいく必要があります。

1 女 性

① 現状と課題

女性問題への取り組みは、国際的には昭和50年の国際婦人年を契機として進められました。

国においては、昭和60年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准するとともに、国内法の整備が進められ、平成11年には「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌・平成12年に「男女共同参画基本計画」が策定されました。

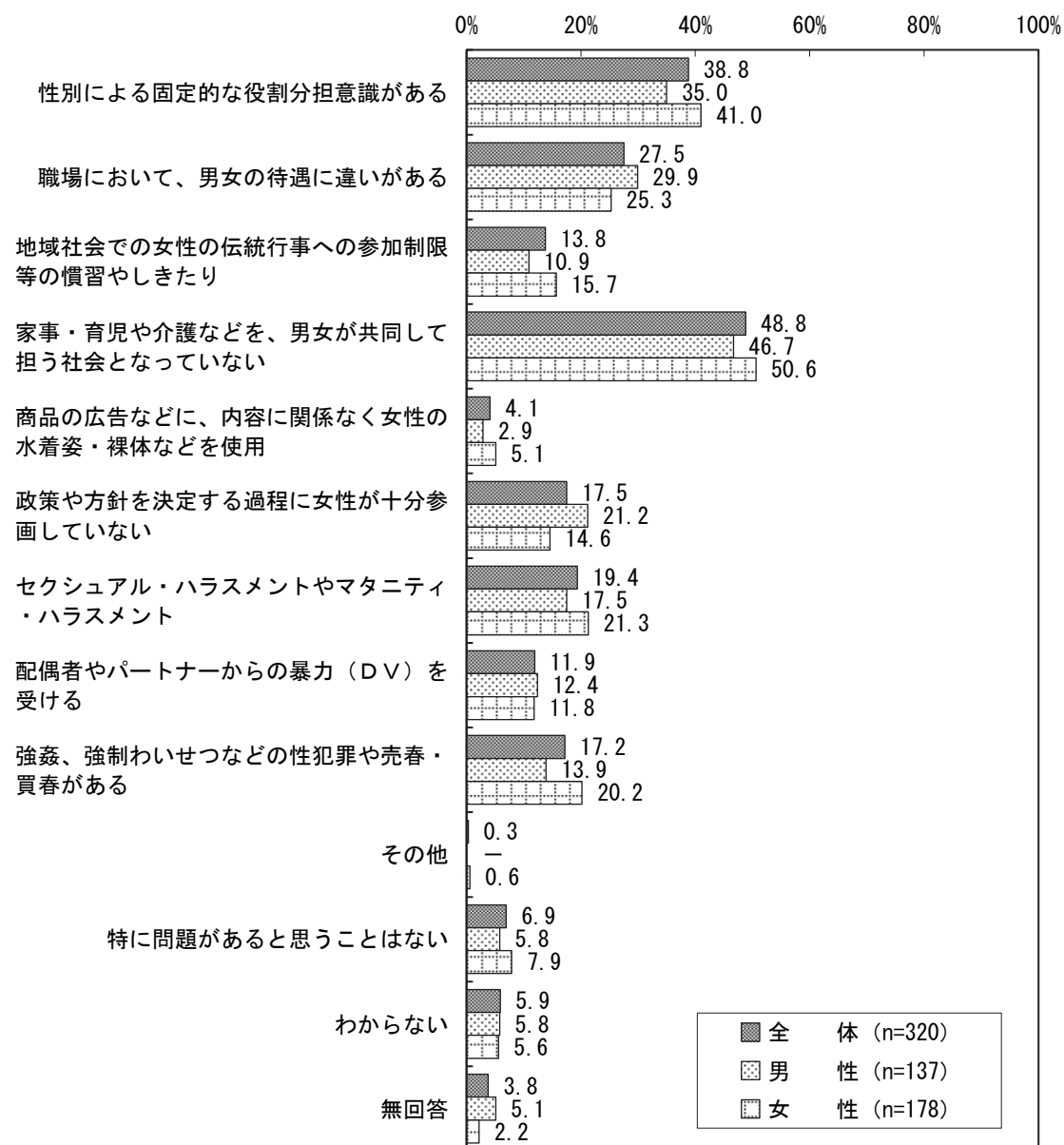
岐阜県においては、平成15年に「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」が制定され、翌・平成16年には「岐阜県男女共同参画計画」が策定されました。

安八町においては、平成20年に「安八町男女共同参画プラン」、平成30年には「第2次安八町男女共同参画プラン」を策定し、「認め合う 男女でつくる まちづくり」をテーマに男女共同参画社会の実現をめざし、取り組みを進めてきました。

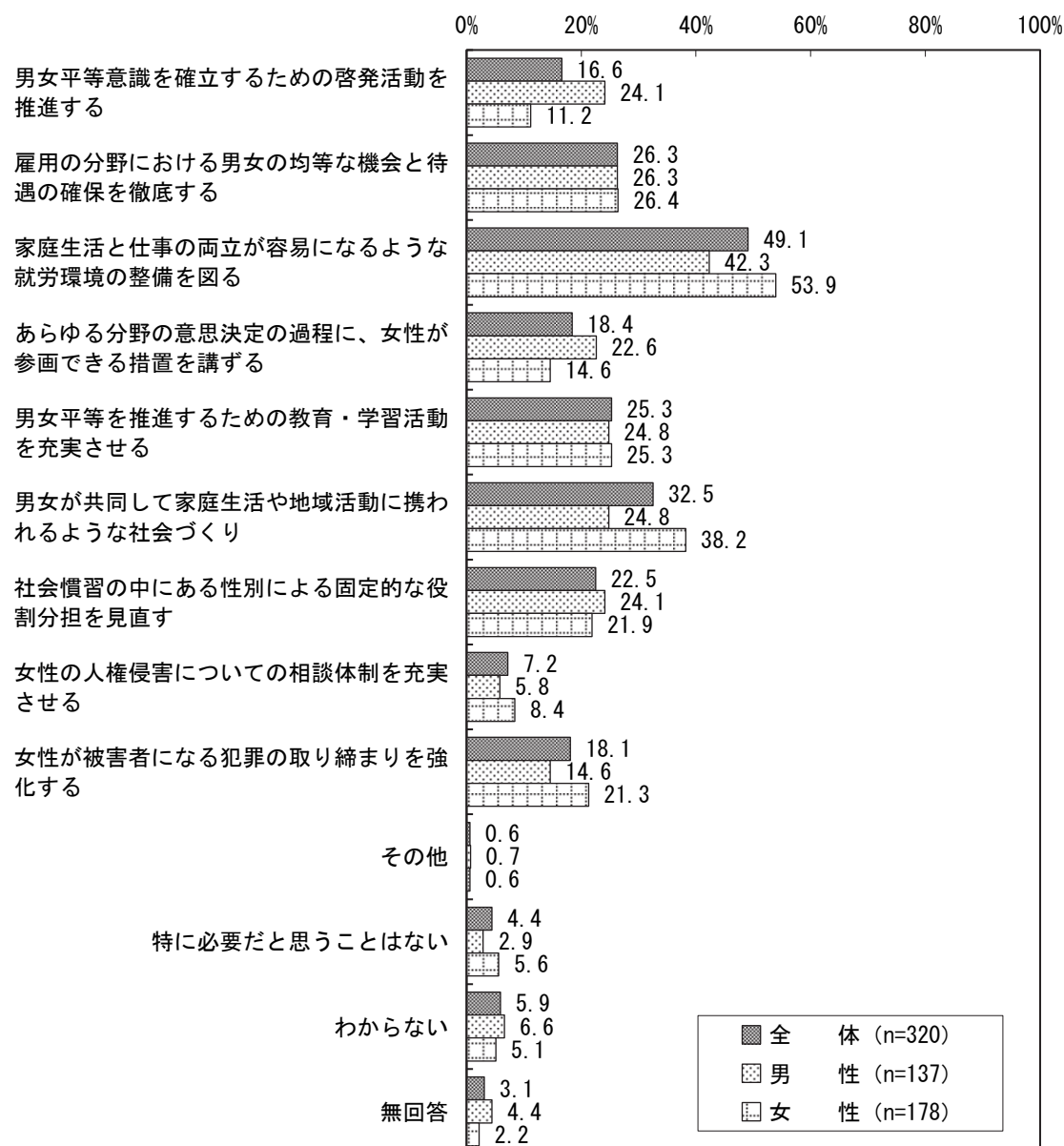
令和2年調査では、女性の人権で特に問題があると思うこととして、「家事・育児や介護などを、男女が共同して担う社会となっていない」が48.8%と最も高く、次いで、「性別による固定的な役割分担意識がある」(38.8%)、「職場において、男女の待遇に違いがある」(27.5%) などとなっています(図表4-1)。

また、女性の人権を尊重していくために必要なこととしては、「家庭生活と仕事の両立が容易になるような就労環境の整備を図る」が49.1%と最も高く、次いで、「男女が共同して家庭生活や地域活動に携われるような社会づくり」(32.5%)、「雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を徹底する」(26.3%)、「男女平等を推進するための教育・学習活動を充実させる」(25.3%) などとなっています(図表4-2)。

図表４－１ 女性の人権で特に問題があると思うこと（３つまで回答）



図表4-2 女性の人権を尊重していくために必要なこと（3つまで回答）



② 取り組みの方向性

依然として、性別による役割分担意識は根強く残り、家庭や職場、地域など、さまざまな場面において女性が不利益を受けることが少なくありません。さらに、夫やパートナーからの暴力、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など、女性に対する暴力事案が社会的に問題となるなど、真に男女平等の社会が実現されているとは言い難い状況にあり、さらなる取り組みが求められています。

引き続き、「第2次安八町男女共同参画プラン」を踏まえ、町民や関係機関と協力し、人権教育や啓発広報活動を通じて互いを認め合い、能力を十分に発揮できるよう機運の醸成を図るとともに、DVなどの人権侵害への緊急時の対応に取り組みます。

2 子ども

① 現状と課題

いじめや児童虐待、貧困といった、子どもの人権に関する問題は依然として厳しい状況にあります。また、出会い系サイトを通じた児童買春など子どもの犯罪被害や、インターネットにおける児童ポルノの氾濫、^{ひぼう}誹謗・中傷によるいじめなども深刻な社会問題となっています。

児童虐待を含む児童相談については、平成16年に「児童虐待の防止等に関する法律」と「児童福祉法」が改正され、市町村が家庭児童相談に応じることとなり、安八町としても要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関との連携・協力体制を確保し、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図っています。

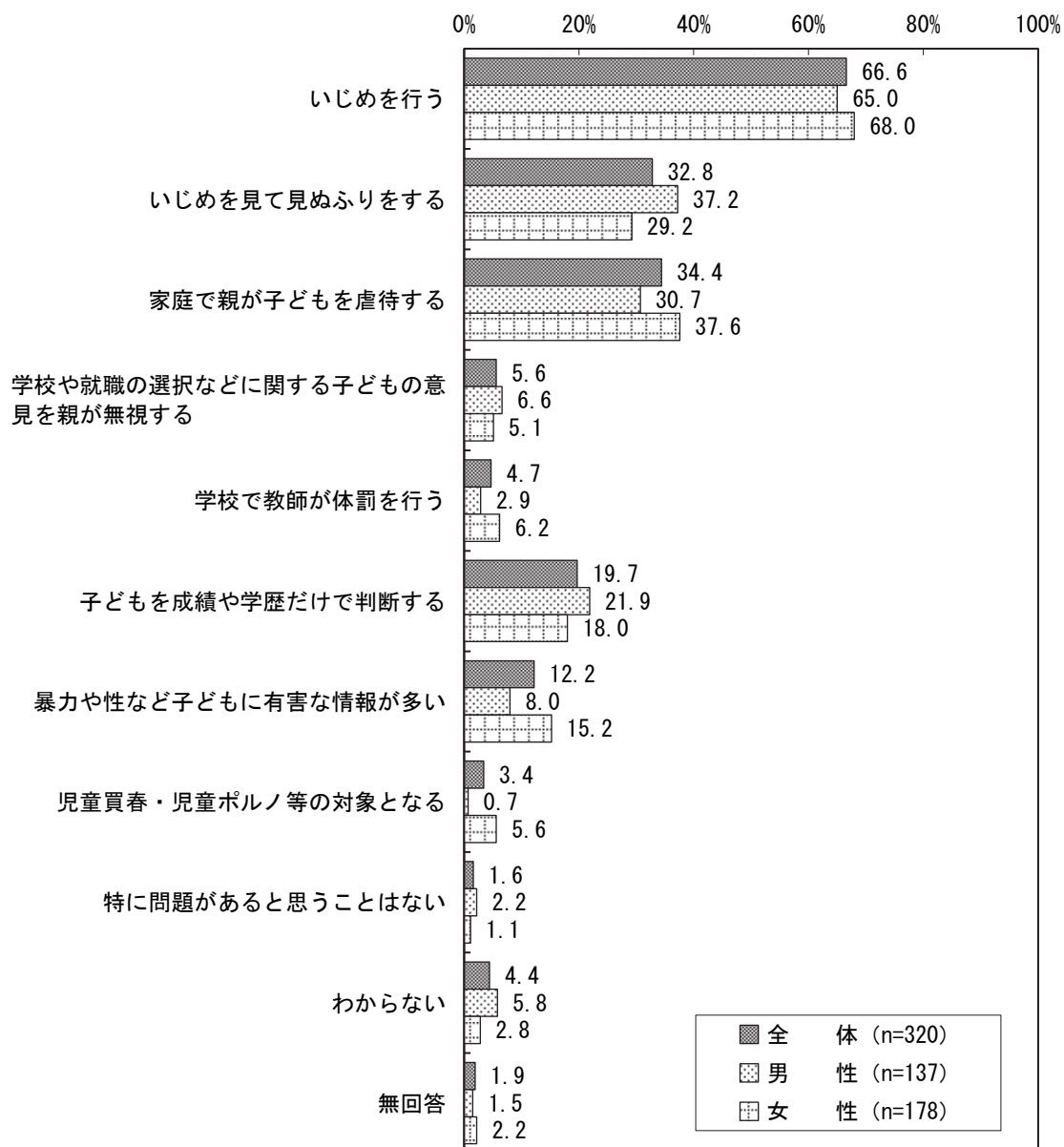
いじめの問題に対しては、平成25年に「いじめ防止対策推進法」が制定されました。この法律は、学校におけるいじめの防止等や重大事態への対処等について定めています。

貧困の問題に対しては、同じく平成25年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、平成元年に国連総会において採択された「児童の権利に関する条約」の精神に則り、子どもの貧困の解消に向けた総合的な対策が推進されています。

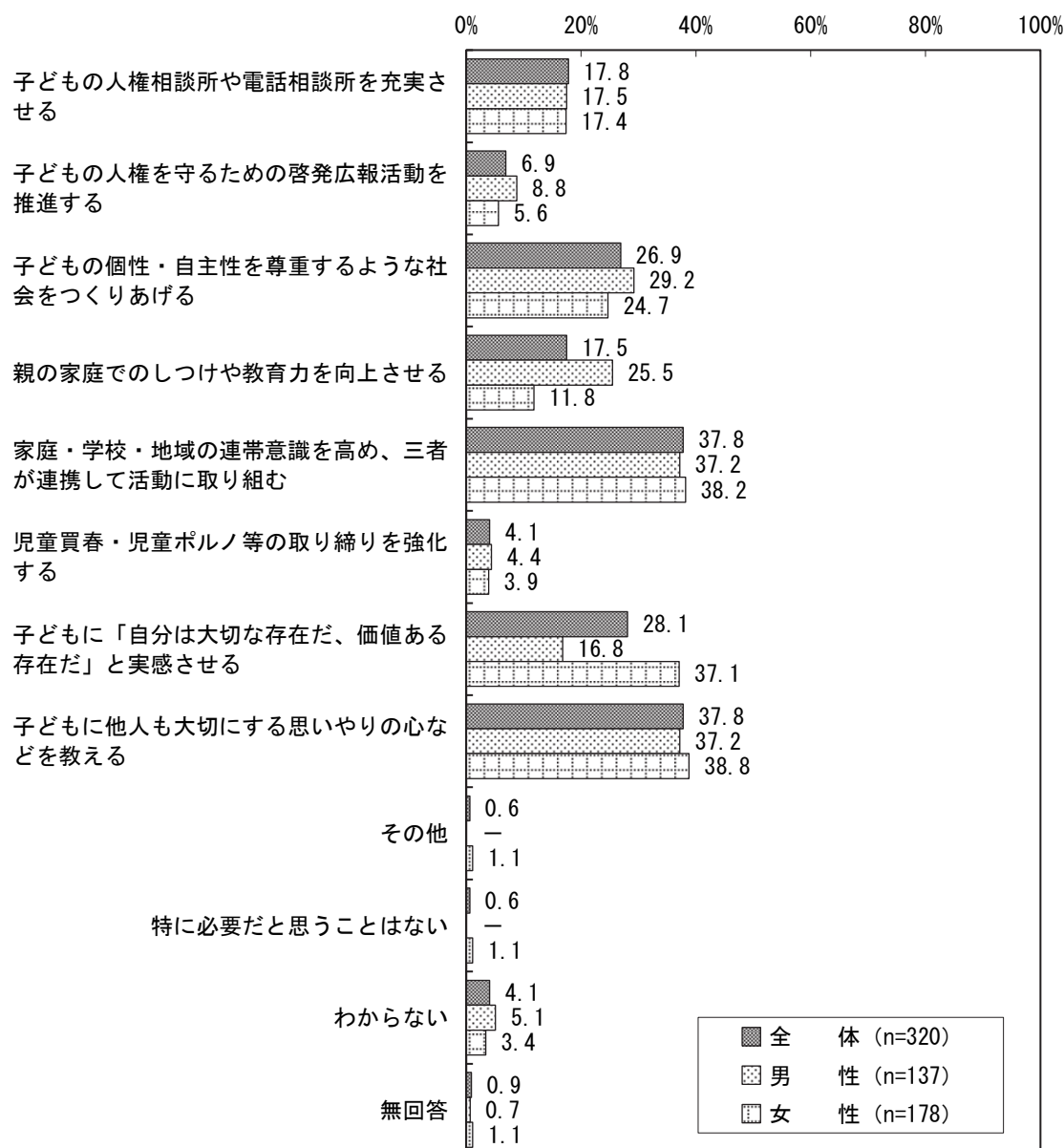
令和2年調査では、子どもの人権で特に問題があると思うこととして、「いじめを行う」ことが66.6%と最も高く、次いで、「家庭で親が子どもを虐待する」(34.4%)、「いじめを見て見ぬふりをする」(32.8%)などとなっています(図表4-3)。

また、子どもの人権を守るために必要なこととしては、「家庭・学校・地域の連帯意識を高め、三者が連携して活動に取り組む」と「子どもに他人も大切に思いやりの心などを教える」がそれぞれ37.8%と最も高く、次いで、「子どもに「自分は大切な存在だ、価値ある存在だ」と実感させる」(28.1%)、「子どもの個性・自主性を尊重するような社会をつくりあげる」(26.9%)などとなっています(図表4-4)。

図表4-3 子どもの人権で特に問題があると思うこと（2つまで回答）



図表 4-4 子どもの人権を守るために必要なこと（2つまで回答）



② 取り組みの方向性

家庭や学校、地域、行政などがそれぞれの役割を認識し、互いに連携しながら、住民一人ひとりの人権を尊重することができる、豊かな心をもった子どもを育てていくことなどが求められています。

引き続き、町民や学校、地域と協力し、啓発広報活動を通じて、地域社会全体で子どもを守り、育てるという意識機運の醸成を図るとともに、他人に対する優しさや思いやりなど豊かな人間性を育む人権教育を推進します。また、学校等におけるいじめや家庭等における児童虐待などの早期発見、早期対応に努めます。

3 高齢者

① 現状と課題

日本の高齢化率は、令和元年10月1日現在28.4%となっており、令和18年には33.3%となり、3人に1人が高齢者という社会を迎えると予測されています。

このような高齢化・長寿化の進展に伴い、ねたきりや認知症により支援や介護を必要とする高齢者が急速に増加しています。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。高齢化の進展は、経済的困窮、悪徳商法、虐待、財産管理などにかかわるトラブルの増加をもたらす可能性があり、今後、さらに高齢者の人権を侵害する恐れがあります。

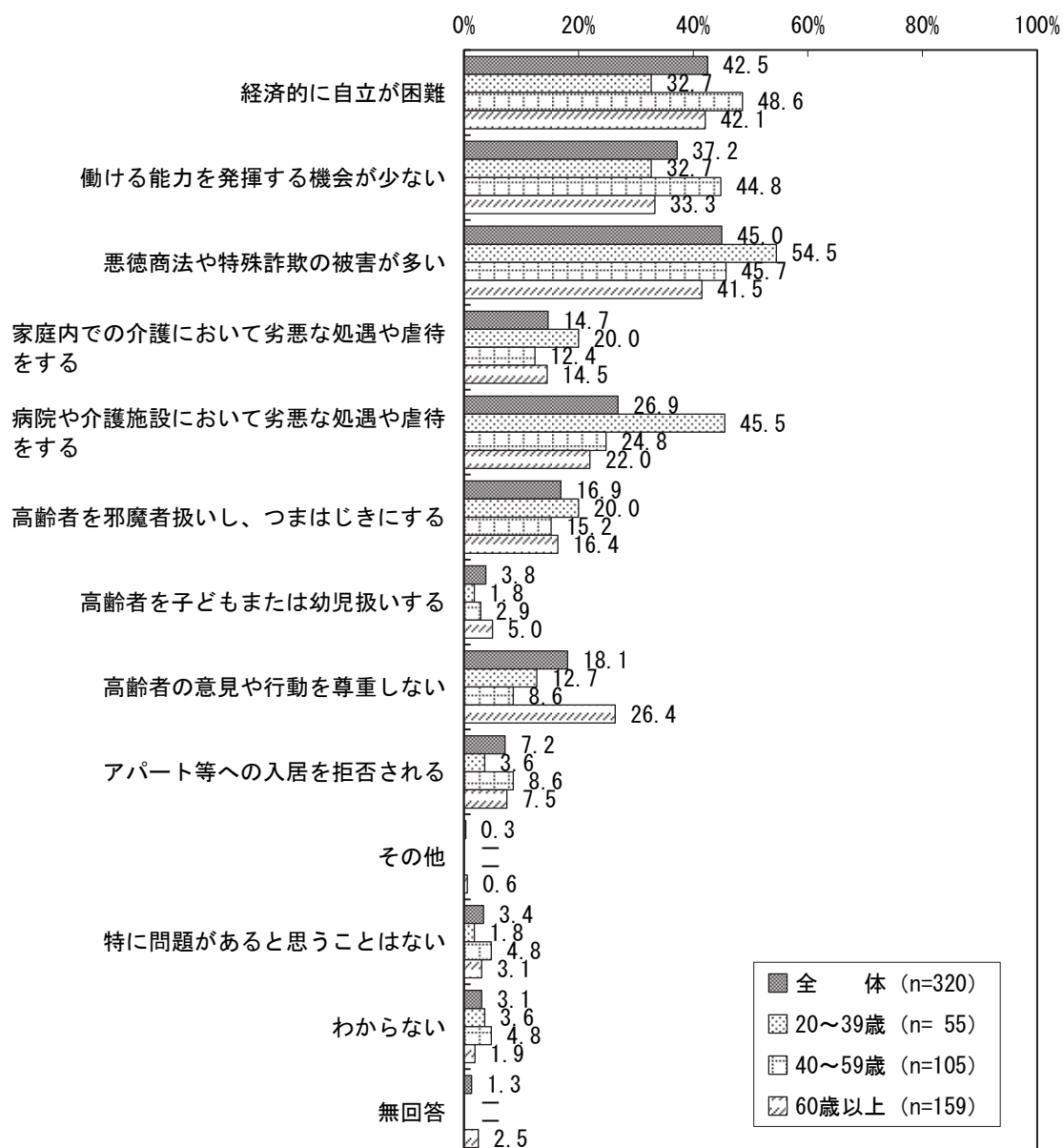
高齢者の権利擁護を図るため、平成17年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が制定されるとともに、市町村が策定する「老人福祉計画」等により推進が図られています。

なお、安八町においては、安八郡各町とともに、3年ごとに「安八郡高齢者プラン」（安八郡介護保険事業計画・老人福祉計画）を策定し、高齢者の権利擁護に努めています。

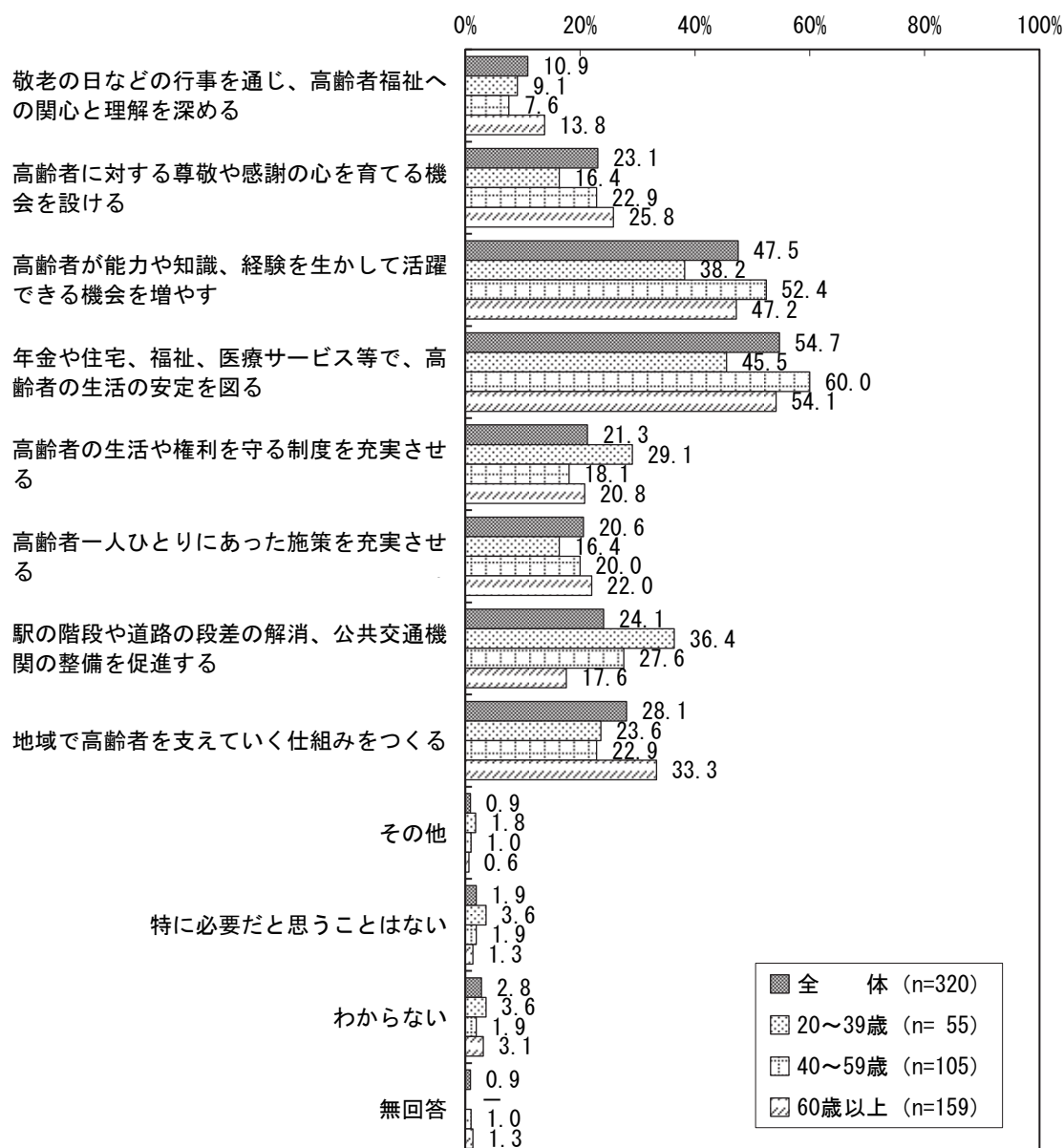
令和2年調査では、高齢者の人権で特に問題があると思うこととして、「悪徳商法や特殊詐欺の被害が多い」が45.0%と最も高く、次いで、「経済的に自立が困難」（42.5%）、「働ける能力を発揮する機会が少ない」（37.2%）などとなっています（図表4-5）。

また、高齢者の人権を守るために必要なこととしては、「年金や住宅、福祉、医療サービス等で、高齢者の生活の安定を図る」が54.7%、「高齢者が能力や知識、経験を生かして活躍できる機会を増やす」が47.5%と高くなっています（図表4-6）。

図表 4－5 高齢者の人権で特に問題があると思うこと（3つまで回答）



図表4-6 高齢者の人権を守るために必要なこと（3つまで回答）



② 取り組みの方向性

高齢者の権利擁護を含め、各種サービスの充実を図るとともに、自らの能力や知識、経験を生かせるような機会の創出が求められています。

引き続き、「安八郡高齢者プラン」等を踏まえ、町民や関係機関と協力し、特に認知症やひとり暮らしの高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、日頃の見守りや支え合いの体制を整備するとともに、高齢者に配慮したまちづくりを推進します。また、その人らしさを発揮できるよう機会の創出を図るとともに、高齢者虐待などの人権侵害への緊急時の対応に取り組みます。

4 障がいのある人

① 現状と課題

障がいのある人の「完全参加と平等」は、昭和56年の国際障害者年を契機として進められてきました。平成18年には、国連総会において、障がいのある人への差別を撤廃し、社会参加を促すことを目的とした「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」といいます。）が採択されました。

この条約への批准に向け、国において、平成23年に「障害者基本法」が改正、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定され、平成25年には「障害者差別解消法」が制定されました。

なお、岐阜県においては、平成28年の「障害者差別解消法」の施行にあわせて「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」が制定されました。

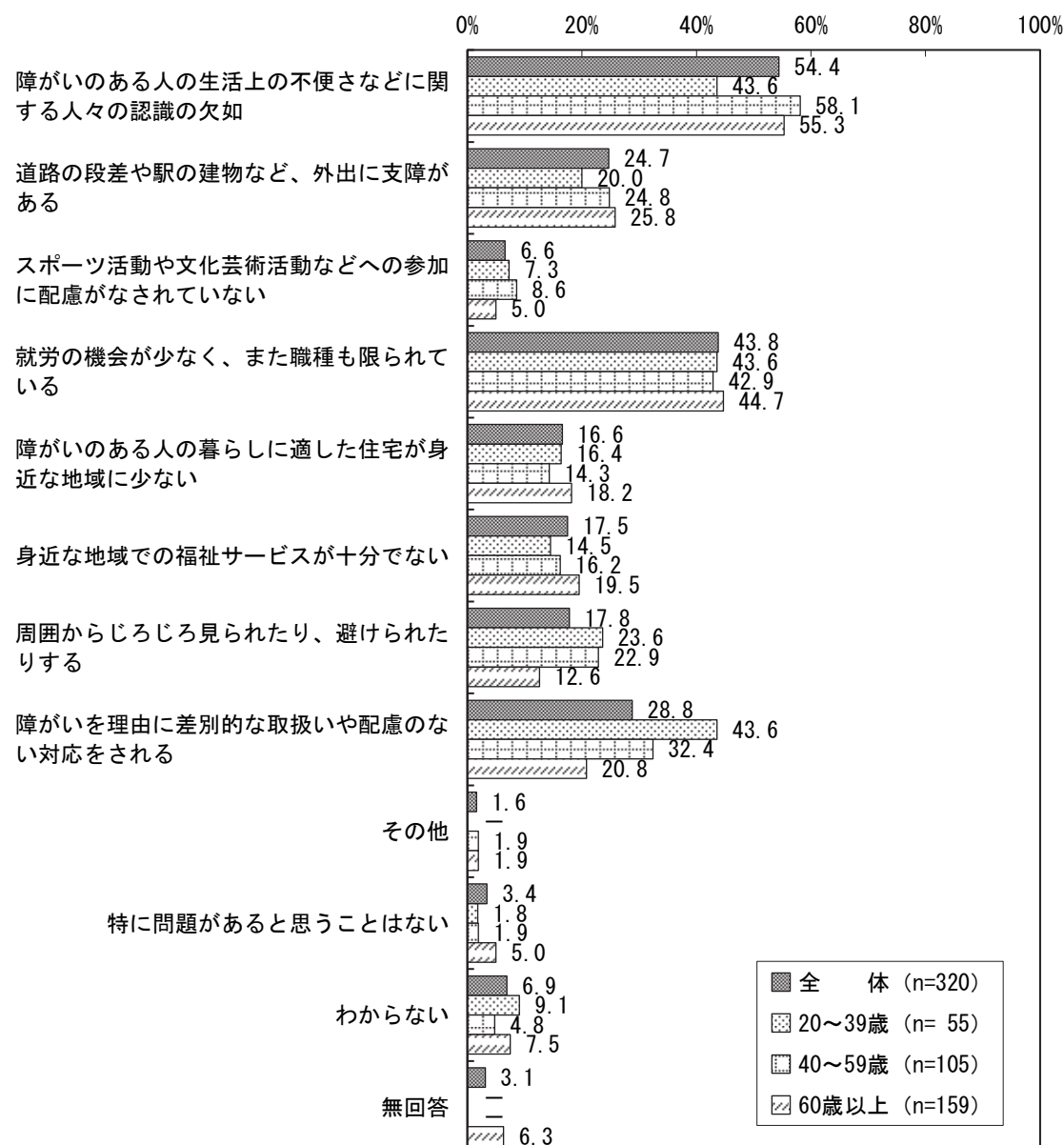
「障害者権利条約」や「障害者基本法」の改正で示された考え方は、障がいのある人が生活の中で大変な思いをしているのは、その人の障がいのせいではなく、障がいのある人を生きづらくさせている社会の問題であるという「社会モデル」の観点から障がいを広くとらえています。そして、障がいのある人が他の人と同じように権利が保障され、障がいのある人が就職する際や教育を受ける際に、事業者や学校側に過度の負担にならない範囲での「合理的配慮」を義務づけています。障がいのある人をありのまま受け入れるように、社会が変わっていく必要があるということで、この考え方の根底にあるのは、ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの考え方であり、障がい者施策はすべてが人権にかかわるものであると言っても過言ではありません。

安八町においては、安八郡各町とともに、「安八郡障害者計画」を策定し、障害者施策の推進に努めています。

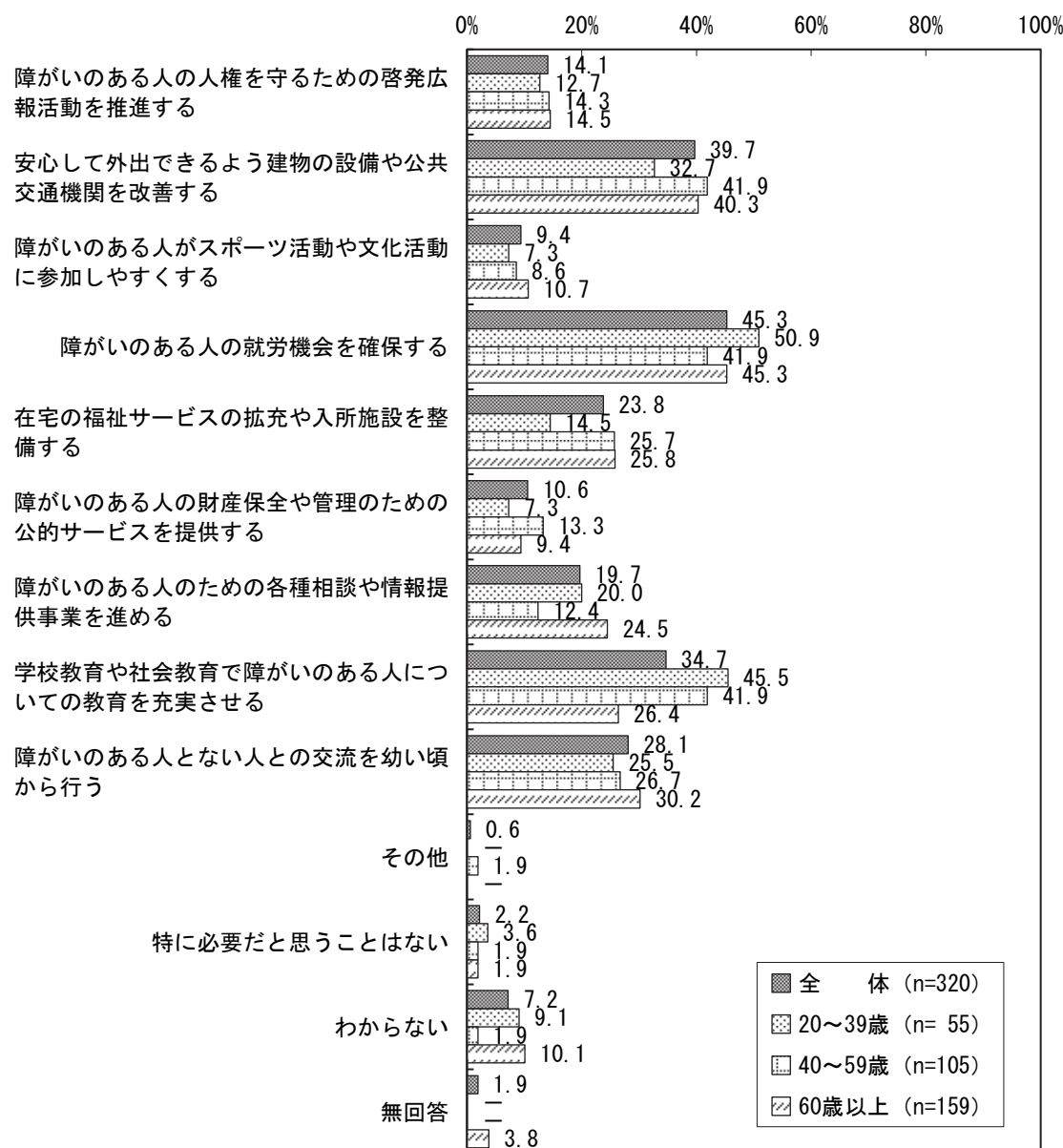
令和2年調査では、障がいのある人の人権で特に問題があることとして、「障がいのある人の生活上の不便さなどに関する人々の認識の欠如」（54.4%）と「就労の機会が少なく、また職種も限られている」（43.8%）が高く、「障がいを理由に差別的な取扱いや配慮のない対応をされる」も28.8%と比較的高くなっています（図表4-7）。

また、障がいのある人の人権を守るために必要なこととしては、「障がいのある人の就労機会を確保する」が45.3%と最も高く、次いで、「安心して外出できるよう建物の設備や公共交通機関を改善する」（39.7%）、「学校教育や社会教育で障がいのある人についての教育を充実させる」（34.7%）などとなっています（図表4-8）。

図表4-7 障がいのある人の人権で特に問題があると思うこと（3つまで回答）



図表 4-8 障がいのある人の人権を守るために必要なこと（3つまで回答）



② 取り組みの方向性

「社会モデル」の考えのもと、障がいのある人の生活上の不便さの解消を図るとともに、障がいのある人への理解や配慮の促進、就労機会の確保が求められています。

引き続き、「安八郡障害者計画」を踏まえ、町民や関係機関と協力し、障がいのある人が、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、日頃の見守りや支え合いの体制を整備するとともに、就労支援やバリアフリーの推進に努めます。また、人権教育や啓発広報活動等を通じて障がいのある人への理解や配慮を促すほか、障害者虐待などの人権侵害への緊急時の対応に取り組みます。

5 同和問題（部落差別）

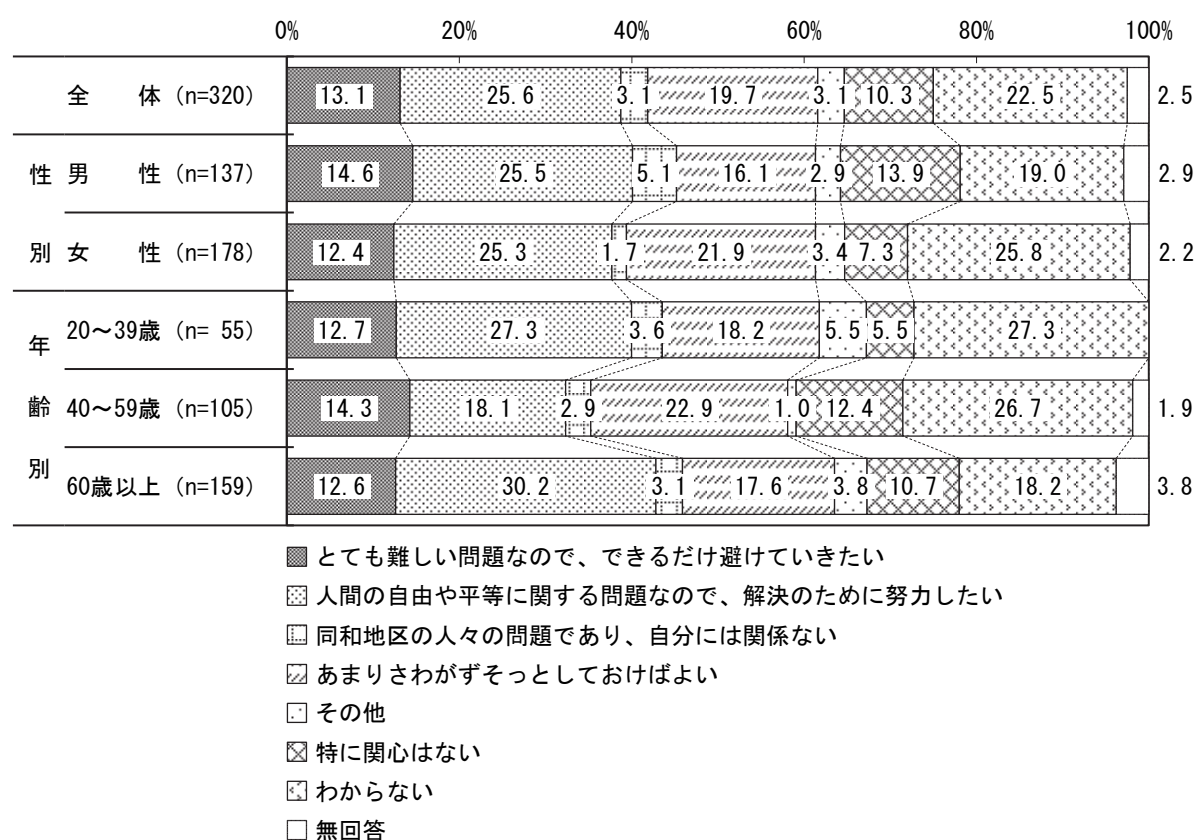
① 現状と課題

同和問題（部落差別）は、特定の地域出身者であることや、そこに住んでいるというだけで、結婚を妨げられたり、就職で不平等に扱われたり、その他日常生活の上でいろいろな差別を受けるという日本固有の重大な人権問題です。

今もなお、特定の地域出身者に対する偏見や差別、インターネット上での差別情報の流布などの問題が発生しています。また、同和問題への無理解などを口実に不当な要求をしたりする「えせ同和行為」は、差別を助長して問題解決を遅らせるとともに、住民が誤った認識をもつことにつながりかねません。このように依然として続き、また形を変えて行われる部落差別の現状を踏まえ、平成28年に「部落差別解消推進法」が制定されました。

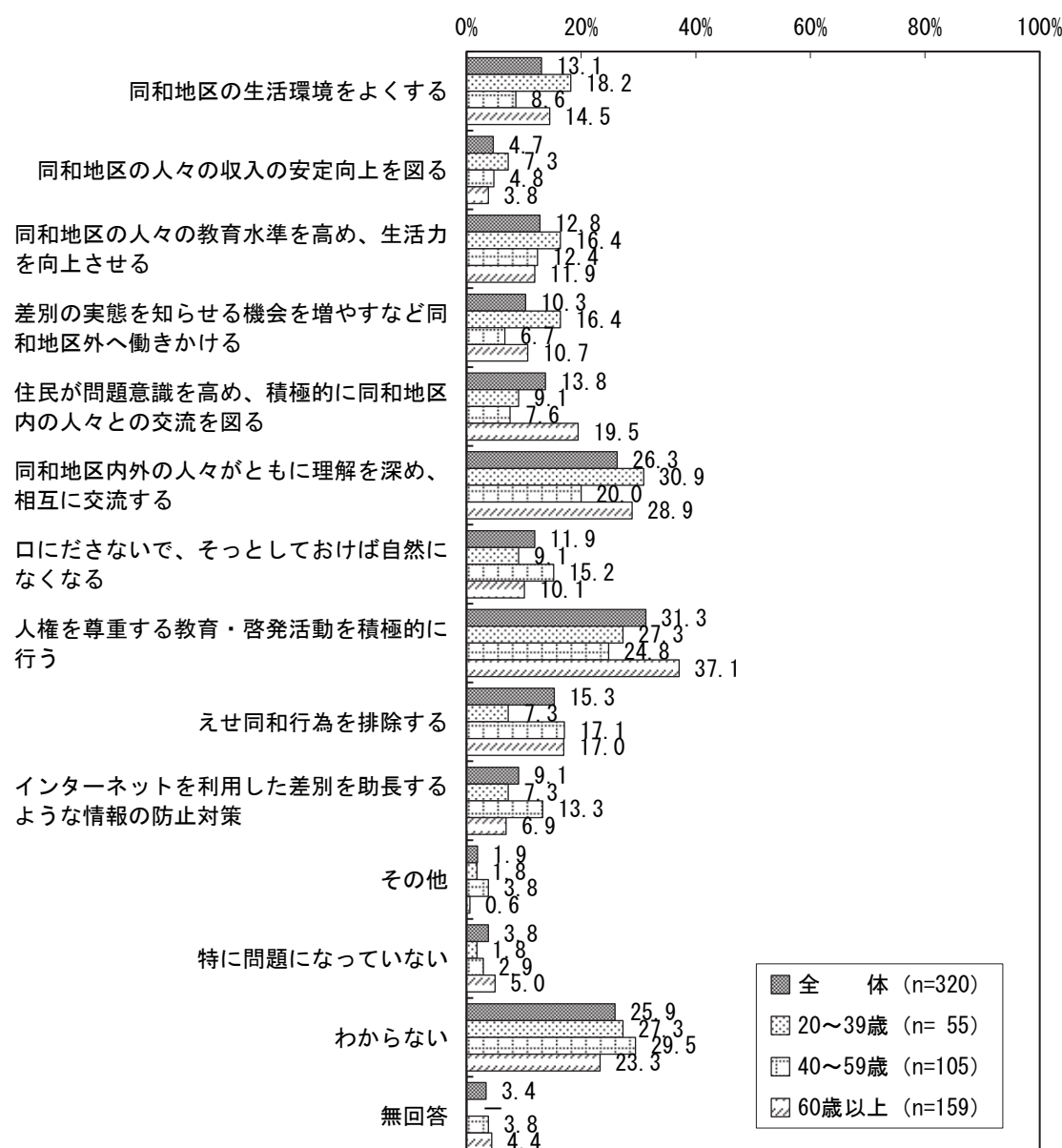
令和2年調査では、同和問題についての考え方として、「解決のために努力したい」が25.6%ある一方、「できるだけ避けていきたい」が13.1%、「そっとしておけばよい」が19.7%などとなっています。なお、「特に関心はない」は10%程度となっています。

図表4-9 同和問題についての考え方



また、同和問題を解決する方法としては、「人権を尊重する教育・啓発活動を積極的に行う」が31.3%と最も高く、次いで「同和地区内外の人々がともに理解を深め、相互に交流する」(26.3%) などとなっています。一方、「わからない」が25.9%となっています。

図表 4-10 同和問題を解決する方法（3つまで回答）



② 取り組みの方向性

同和問題の解決のためには、「部落差別解消推進法」の基本理念を踏まえ、住民一人ひとりが同和問題に対し正しい理解と認識を深め、同和問題は人権問題であるという認識をもち、誰もが生まれた場所や住む場所で判断されることのない社会となるよう、主体的に取り組む姿勢が大切です。引き続き、人権教育や啓発広報活動等の推進に努めます。

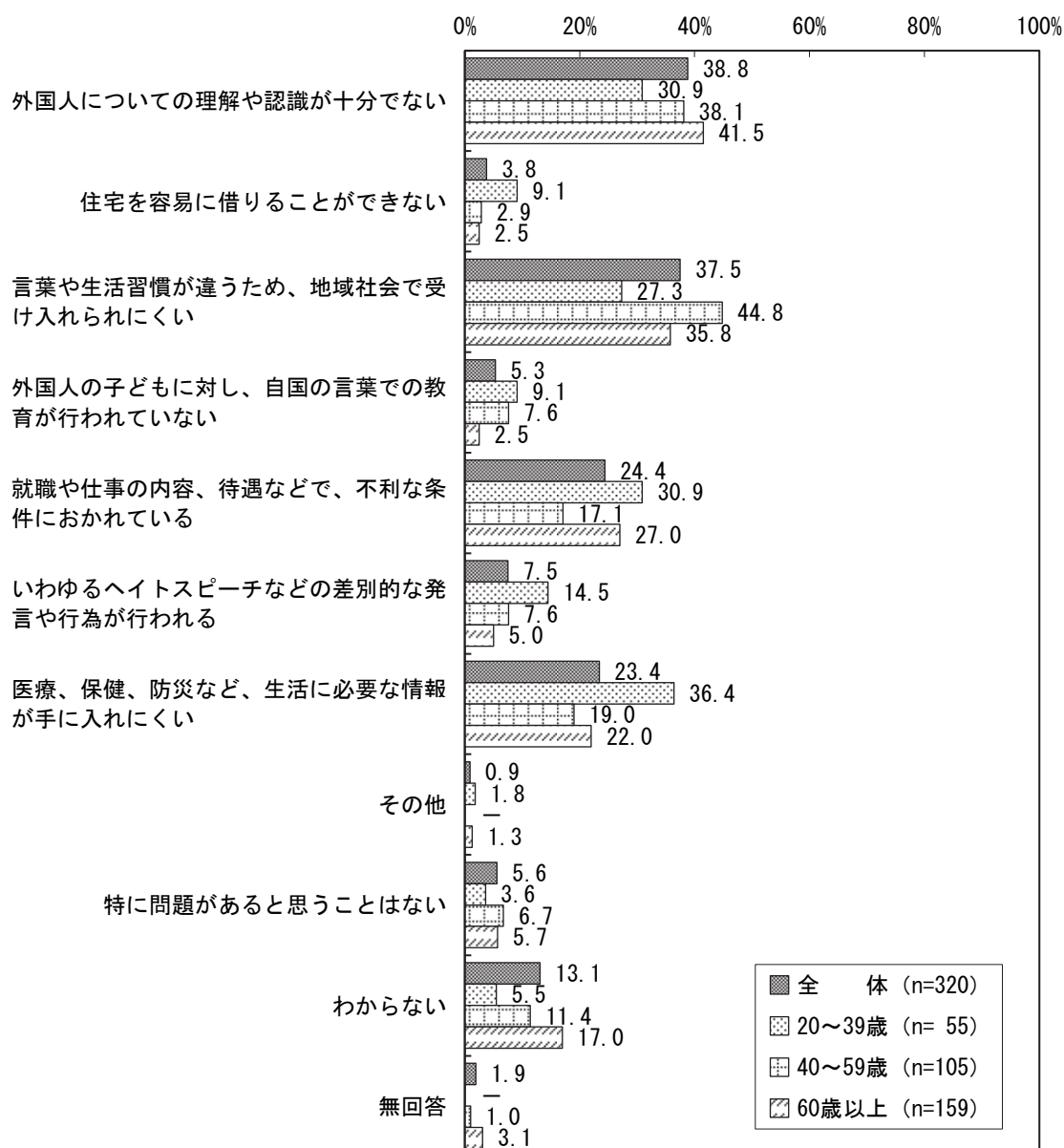
6 外国人

① 現状と課題

安八町の人口（令和2年10月1日現在）のうち、外国人の占める割合は2.2%と高くはありませんが、中国のほか、ベトナム、フィリピン、パキスタン、韓国、ブラジルなど、さまざまな国籍を持つ人が生活しています。

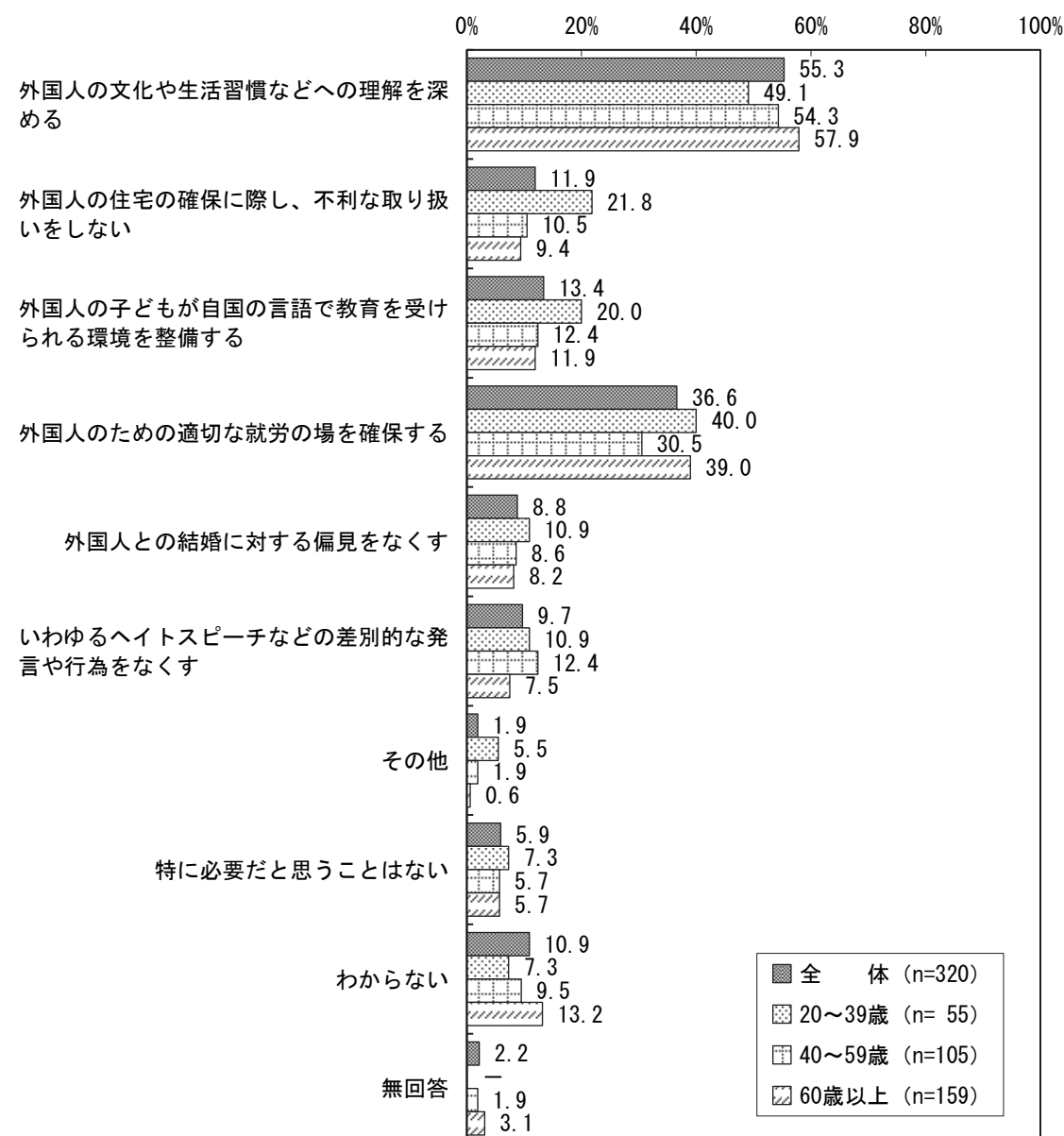
令和2年調査では、外国人の人権で特に問題があることとして、「外国人についての理解や認識が十分でない」が38.8%と最も高く、次いで、「言葉や生活習慣が違うため、地域社会で受け入れられにくい」（37.5%）、「就職や仕事の内容、待遇などで、不利な条件におかれている」（24.4%）などとなっています。

図表4-11 外国人の人権で特に問題があると思うこと（2つまで回答）



また、外国人の人権を守るために必要なこととしては、「外国人の文化や生活習慣などへの理解を深める」が55.3%と最も高く、次いで、「外国人のための適切な就労の場の確保する」36.6%などとなっています。

図表4-12 外国人の人権を守るために必要なこと（2つまで回答）



② 取り組みの方向性

グローバル社会が進展する中、外国の文化や生活習慣などへの関心が高まるとともに、人口減少に伴い、ともに経済を支える労働者として外国人が必要とされています。

しかし、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）が問題となり、平成28年に「ヘイトスピーチ解消法」が制定されるなど社会的関心が高まっていますが、いまだ社会全体に理解が広がっているとは言えない状況です。

引き続き、町民や関係機関と協力し、人権教育やイベント等を通じて、外国人と子どもたちをはじめとする町民との交流を推進し、啓発を図るとともに、多言語化に努めます。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）が行われないよう、啓発活動に取り組みます。

7 感染症患者等

① 現状と課題

感染症については、医学的に見て不正確な知識や思いこみによる過度の危機意識の結果、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者やその家族に対するさまざまな人権問題が発生しています。

HIV感染症は、感染経路が特定している上、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はありません。また、ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、らい菌の感染力は極めて弱く、発病した場合であっても、現在では治療方法が確立しており、通院による治療で完治します。遺伝病でないことも判明しています。

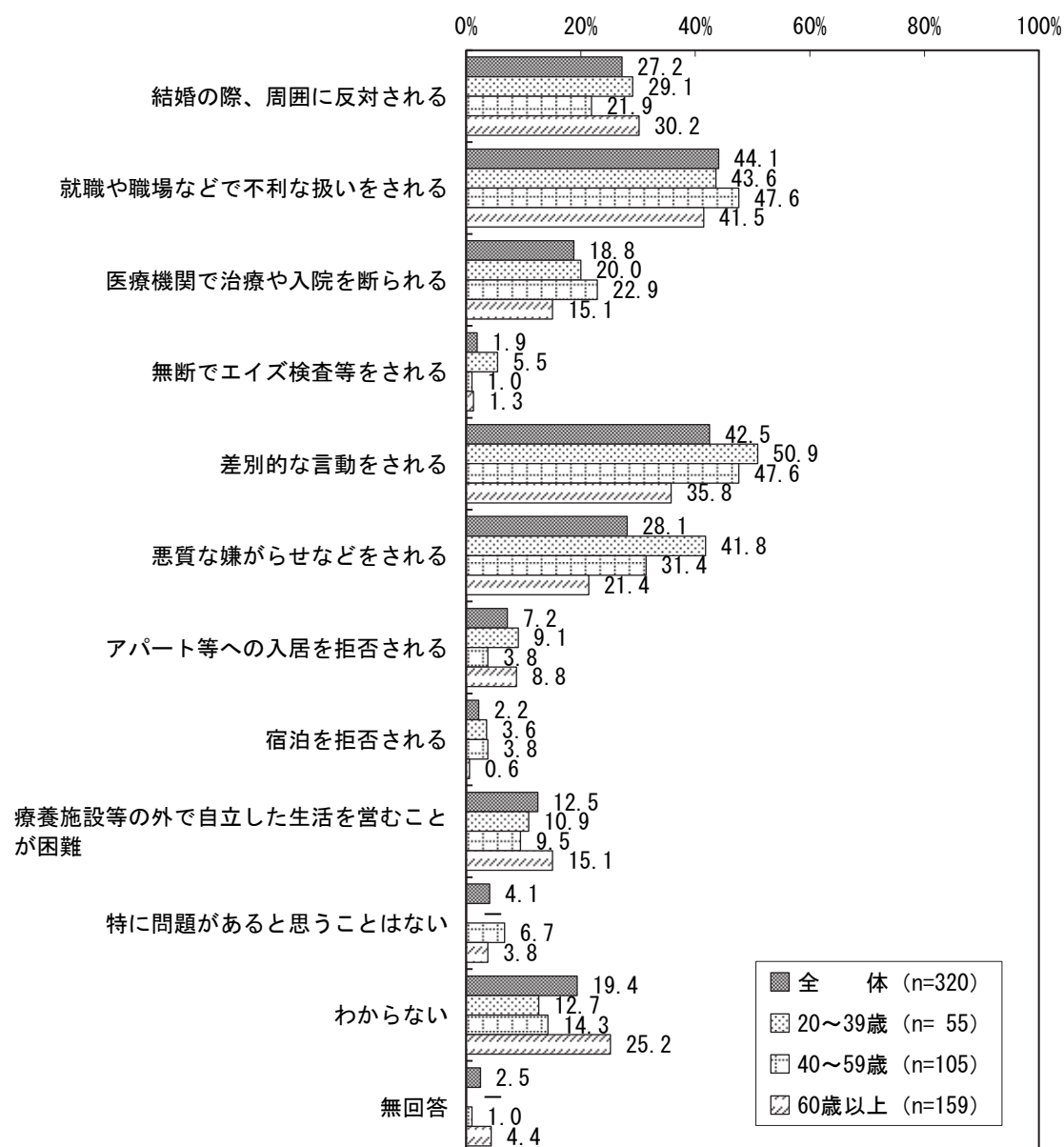
しかし、エイズ患者やHIV感染者、ハンセン病患者に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生み、社会生活のさまざまな場面で人権問題となって現れています。

また、令和2年に世界中に感染が拡大し、人々の健康のみならず、日常生活や社会経済に大きな影響を与えた新型コロナウイルスについても、その感染者のみならず、家族や職場の同僚のほか、感染者を治療等する医療関係者までも接触者としてあらぬ差別を受けるなど、改めて人権教育・啓発の重要性を認識させられました。

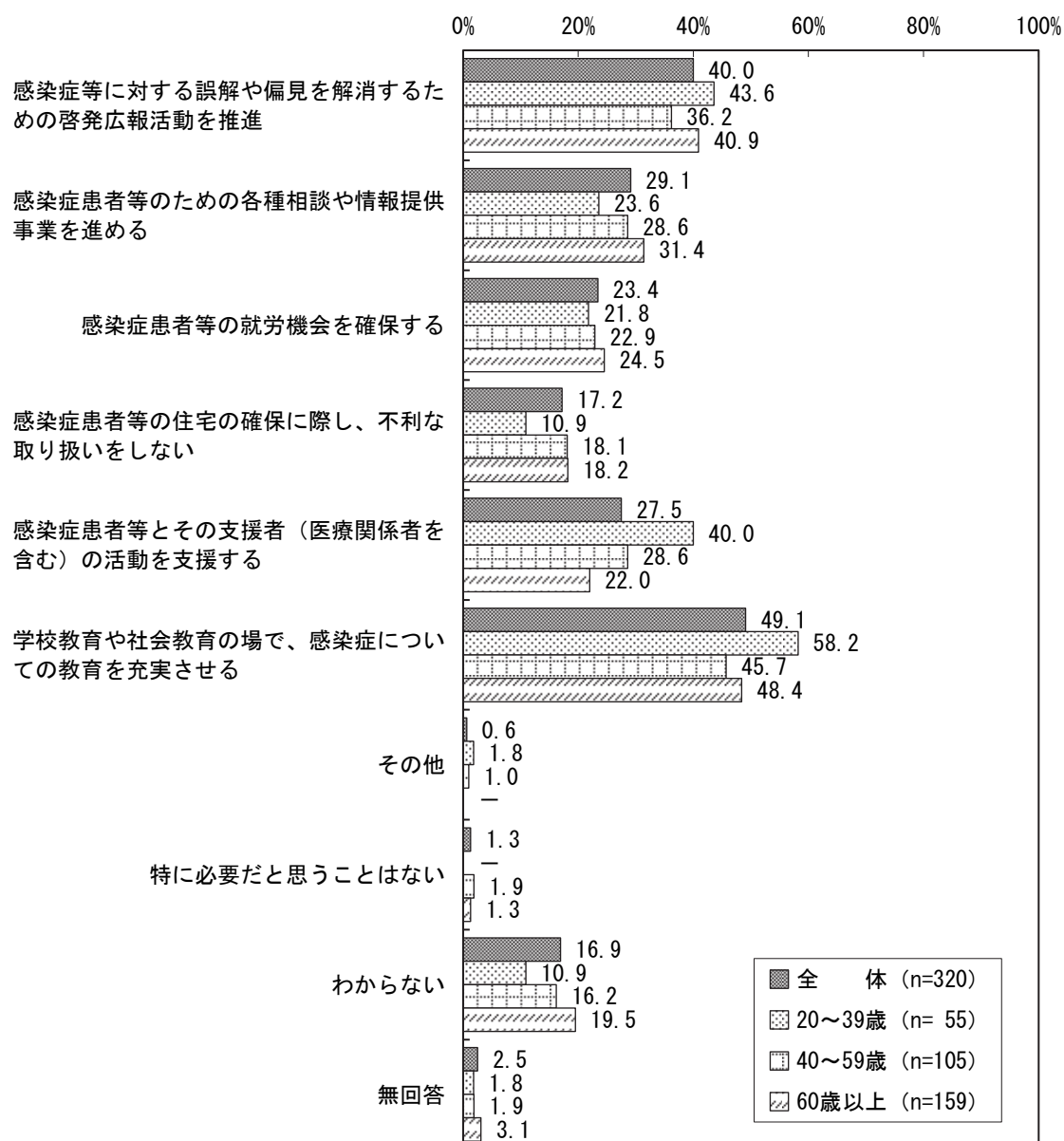
その新型コロナウイルス感染症が拡大する中、実施した令和2年調査では、感染症患者等の人権で特に問題があることとして、「就職や職場などで不利な扱いをされる」が44.1%と最も高く、「差別的な言動をされる」も42.5%と高くなっています（図表4-13）。

また、感染症患者等の人権を守るために必要なこととしては、「学校教育や社会教育の場で、感染症についての教育を充実させる」が49.1%と最も高く、「感染症等に対する誤解や偏見を解消するための啓発広報活動を推進」も40.0%と高くなっています。このほか、「感染症患者等のための各種相談や情報提供事業を進める」が29.1%、「感染症患者等とその支援者（医療関係者を含む）の活動を支援する」が27.5%などとなっています（図表4-14）。

図表4-13 感染症患者等の人権で特に問題があると思うこと（3つまで回答）



図表 4-14 感染症患者等の人権を守るために必要なこと（3つまで回答）



② 取り組みの方向性

新型コロナウイルス感染症のように、今後、パンデミックを引き起こすような感染症の発生が懸念されています。

不正確な情報や知識、思いこみによる過度の危機意識の結果、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者やその家族、支援者等に対する人権問題が生じることのないよう、関係機関と連携し、正しい情報等の提供に努めるとともに、人権教育や啓発広報活動に取り組みます。

8 犯罪被害者とその家族

① 現状と課題

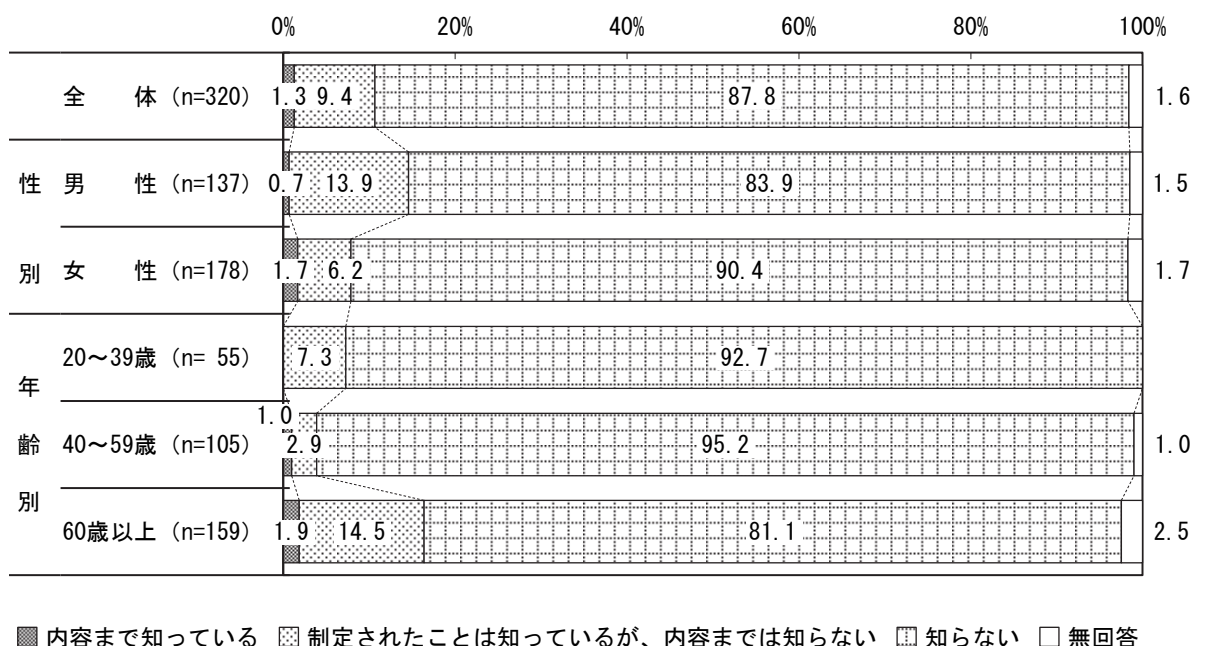
犯罪等により被害を受けた人やその家族・遺族（以下「犯罪被害者等」といいます。）については、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるだけでなく、心ない中傷などにより名誉が傷つけられ、プライバシーや私生活の平穏が害されるなど、精神的な被害を受けているという問題が指摘されてきました。

国においては、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現させるため、平成16年に「犯罪被害者等基本法」が制定され、これに基づく「犯罪被害者等基本計画」に基づき各種施策の展開が図られています。

安八町においては、平成30年12月に「安八町犯罪被害者等支援条例」を制定しました。この条例は、犯罪被害者等の支援に関する基本理念とともに、町、町民、事業者の責務等を定めています。基本理念として、犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の人としての尊厳が重んじられるよう配慮して行うこと、二次的被害の防止に最大限の配慮をすることなどを定めています。また、施策としては、相談および情報の提供等、経済的負担の軽減、広報および啓発、人材の育成が定められていますが、施行後間もないことから十分に認知されていません。

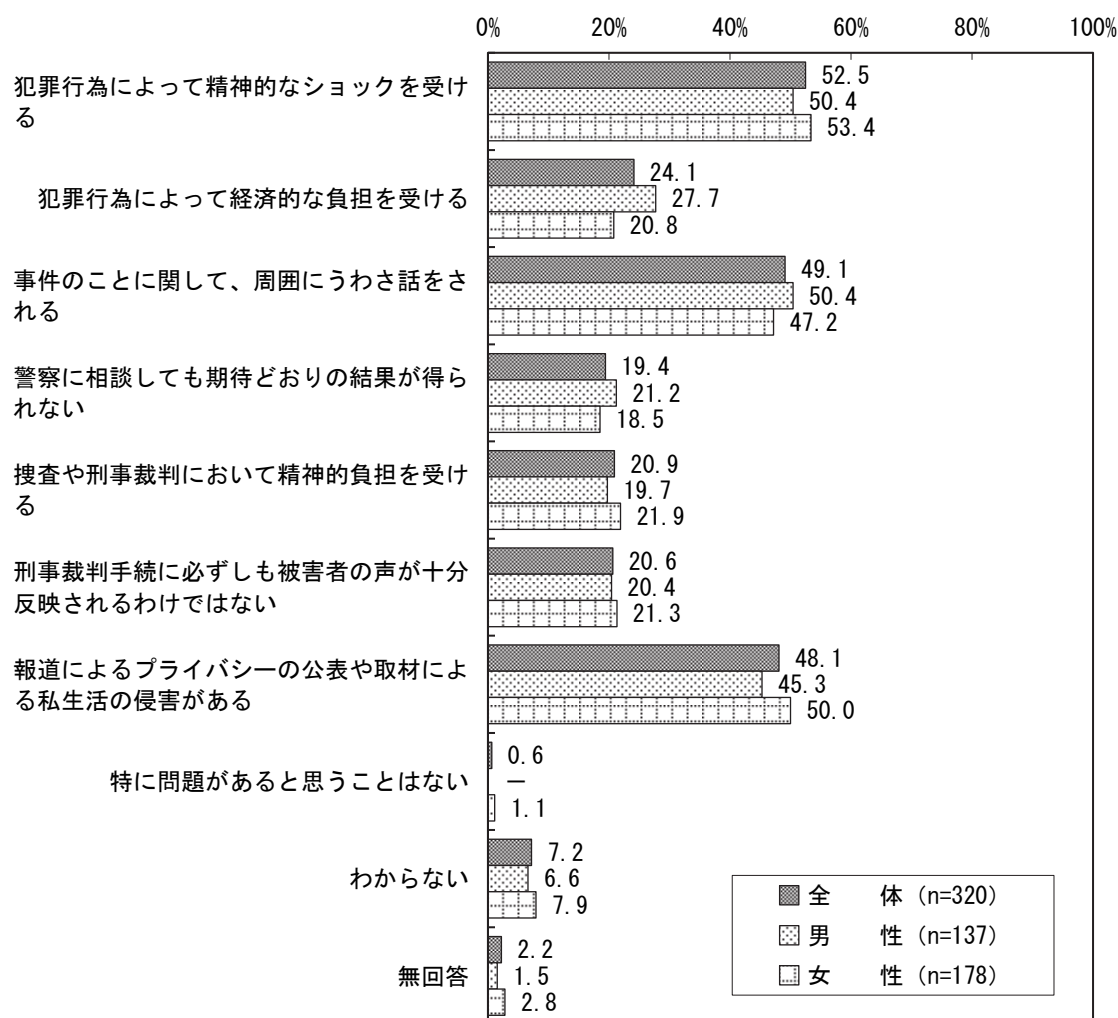
令和2年調査では、この条例について、「内容まで知っている」は1.3%、「制定されたことは知っているが、内容までは知らない」は9.4%にとどまっています。

図表4-15 「安八町犯罪被害者等支援条例」の認知度



また、犯罪被害者等の人権で特に問題があることとしては、「犯罪行為によって精神的なショックを受ける」が52.5%と最も高く、「事件のことにに関して、周囲にうわさ話をされる」（49.1%）と「報道によるプライバシーの公表や取材による私生活の侵害がある」（48.1%）が高くなっています。

図表4-16 犯罪被害者等の人権で特に問題があると思うこと（3つまで回答）



② 取り組みの方向性

「安八町犯罪被害者等支援条例」の周知を図るとともに、犯罪被害者等の置かれている状況、二次的被害の発生の防止の重要性などについて理解を深めるよう、啓発広報活動等に努めます。

9 刑を終えて出所した人

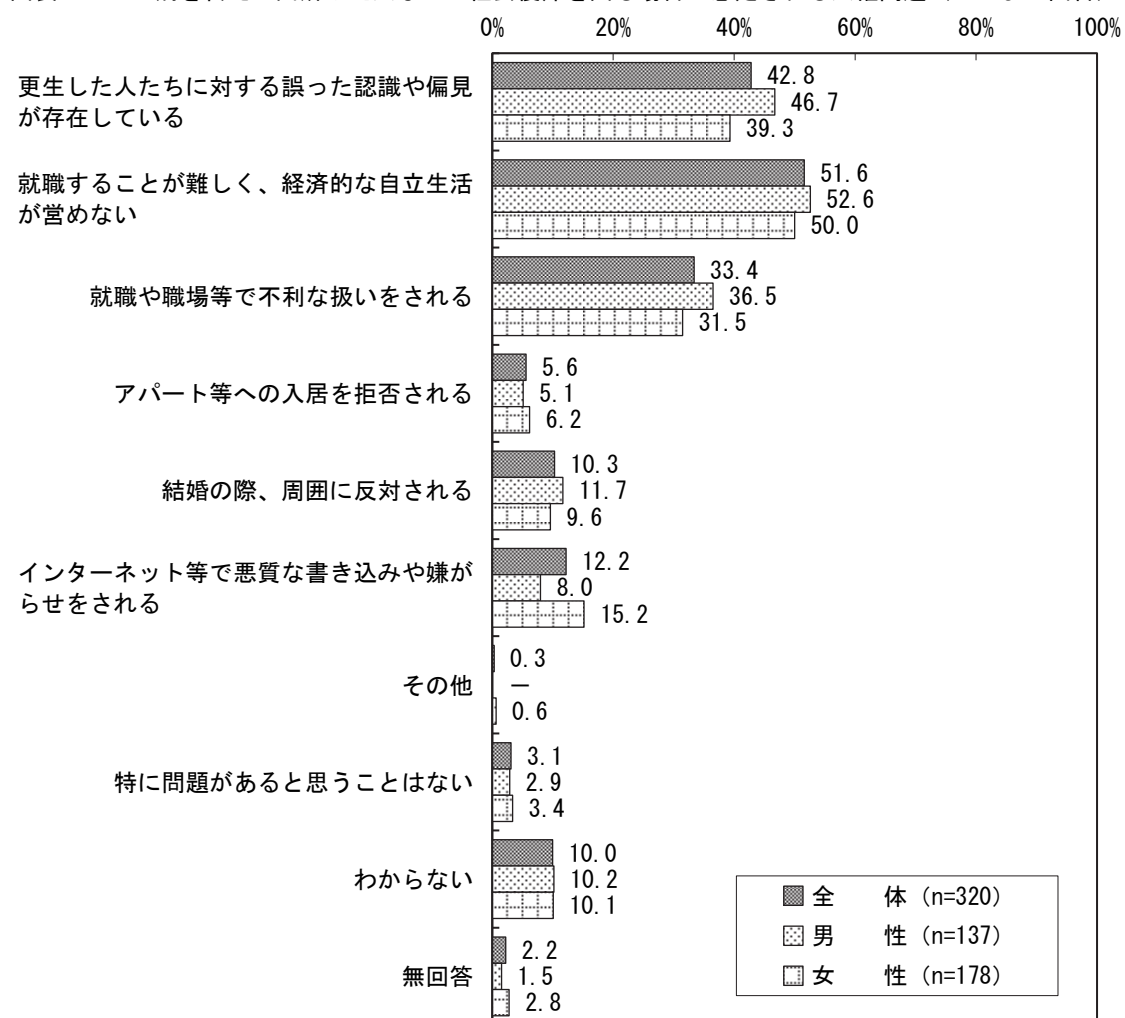
① 現状と課題

刑を終えて出所した人、逮捕・拘留後に釈放された人などに対しては、根強い偏見や差別があり、就職や住まいを確保することが難しいことや、家族に対する差別や嫌がらせなどもあります。円滑な社会復帰ができず、犯罪や非行を繰り返す人（再犯者）は少なくありません。

再犯者の増加を踏まえ、罪を犯した人が社会において孤立することなく、再び社会の構成員の一員になることを支援するため、平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定されました。

令和2年調査では、刑を終えて出所した人などが社会復帰を図る場合に想定される人権問題として、「就職することが難しく、経済的な自立生活が営めない」が51.6%と最も高く、「更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在している」（42.8%）も高くなっています。

図表4-17 刑を終えて出所した人などが社会復帰を図る場合に想定される人権問題（2つまで回答）



② 取り組みの方向性

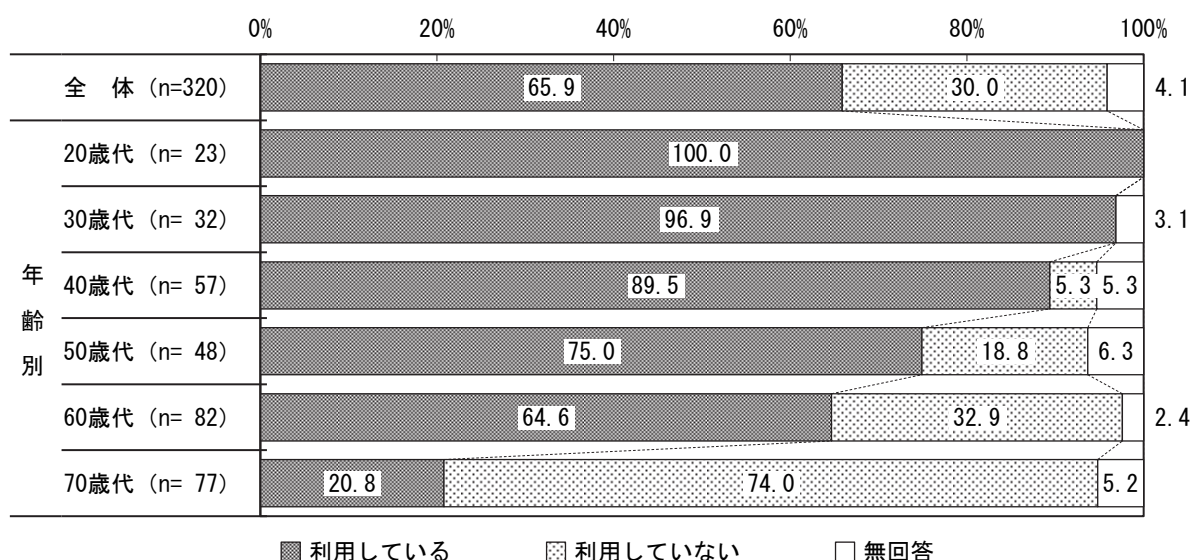
関係機関や保護司会などの団体と協力して「社会を明るくする運動」を推進するなど啓発広報活動に取り組み、犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域社会をめざします。

10 インターネットによる人権侵害

① 現状と課題

近年、パソコンやスマートフォンなどの普及により、インターネットの利用は急速に広まりました。令和2年調査によると、安八町においても、20代から40代のほとんどの人が、また、50代でも7割以上の人インターネットを利用している状況です。

図表4-18 インターネットの利用状況

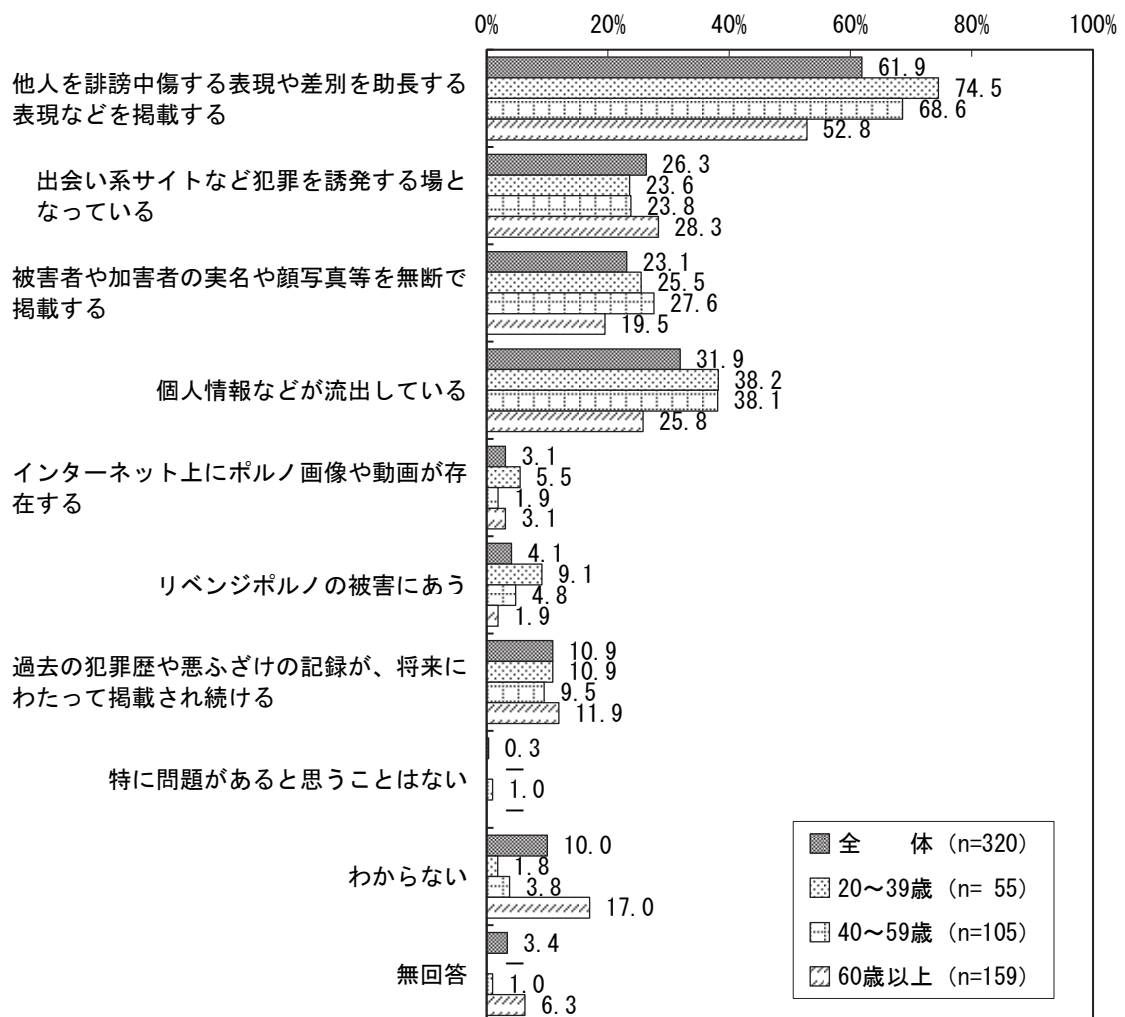


インターネットの利用の拡大に伴い、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や動画共有サイトなどのソーシャルメディアの利用者も拡大しています。

このように、便利さから利用が広がる一方、他人への誹謗・中傷や個人のプライバシーに関する情報の無断掲示など、人権やプライバシーの侵害につながる行為が急増しています。また、学校裏サイトやネットいじめが社会問題となり、自殺する子どもも出ています。さらに、コミュニティサイトに起因する児童買春、児童ポルノによる被害児童の増加も懸念されています。

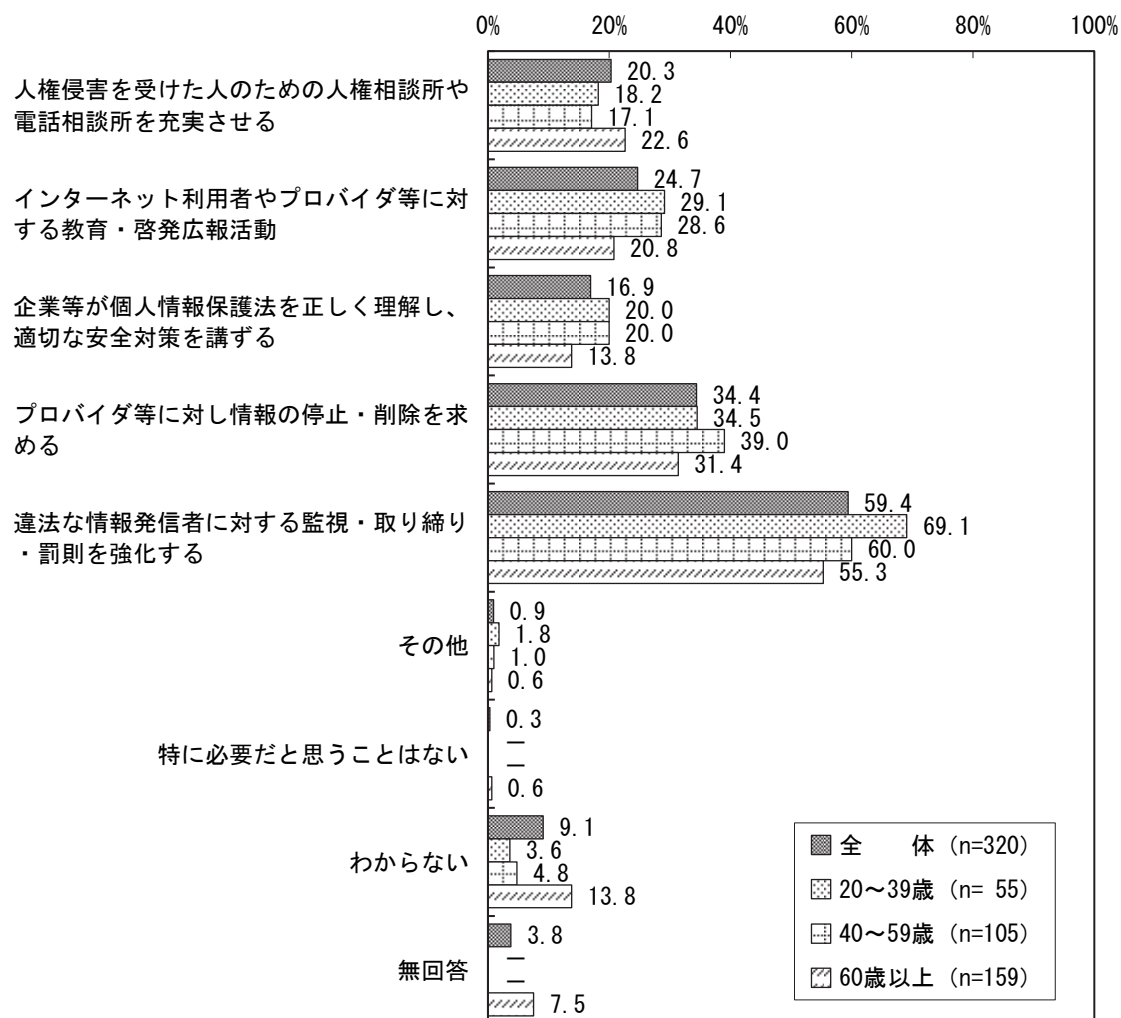
令和2年調査では、インターネットによる人権侵害で特に問題があることとして、「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現などを掲載する」が61.9%と最も高く、次いで、「個人情報などが流出している」（31.9%）、「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている」（26.3%）などとなっています。

図表 4-19 インターネットによる人権侵害で特に問題があると思うこと（2つまで回答）



また、インターネットによる人権侵害を解決するために必要なこととしては、「違法な情報発信者に対する監視・取り締り・罰則を強化する」が59.4%と最も高く、次いで、「プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める」（34.4%）、「インターネット利用者やプロバイダ等に対する教育・啓発広報活動」（24.7%）などとなっています。

図表4-20 インターネットによる人権侵害を解決するために必要なこと（2つまで回答）



② 取り組みの方向性

インターネット上での悪質な書き込みなど権利侵害があった場合には、「プロバイダ責任制限法」により、そのサービスプロバイダ等が書き込みを削除することができるようになっています。しかし、インターネットによる人権侵害を防ぐためには、利用者一人ひとりが人権意識を高めるとともに、インターネットの利点と問題点を正しく理解していく必要があります。

そのため、インターネットの利用にあたり、個人のプライバシーや名誉を尊重するとともに、犯罪に巻き込まれないための正しい知識を身につけるよう、人権教育や啓発広報活動等に取り組めます。

11 その他の人権問題

これまで掲げた課題以外にもさまざまな人権にかかわる問題があります。

例えば、同性愛等の性的指向が異性愛ではない人や体の性と心の性が一致しない人などの性的少数者は、それらを理由に偏見・差別を受けたり、性の区分を前提とした社会生活上の制約を受けるなどの問題を抱えています。性的少数者についての正しい認識が深まるよう啓発が求められています。

また、セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、長時間労働による過労死なども問題になっています。働き方改革の実現に向けて長時間労働の是正やハラスメントの防止などの取り組みが進んでいく中で、一人ひとりの人権に配慮した職場環境づくりが求められています。

このほかの人権問題として、ホームレス、アイヌの人々、拉致問題、人身取引被害者など、長く続いてきた問題だけでなく、新たに生じてきた問題などさまざまあります。

これらの課題や今後新たに生じる人権問題についても、それぞれの状況に応じて、その解決に資する人権教育や啓発広報活動等を推進していきます。また、関係機関との連携を深め、相談体制等の充実に努めます。

